

産地収益性向上事業実施要領

1 事業の目的

国際市況の変化により、原材料を海外に依存している化学肥料をはじめとした農業生産資材のコストが高まっています。こうした国際市況の変化による影響を受けにくい体制を整備するためには、低コスト生産や高品質化等により、産地における収益性を高めることが有効です。

このため、本事業では、新たに生産性向上や高付加価値化に取り組む農業者を支援することで、産地の収益性の向上を図ります。

2 事業内容

園芸品目について、収益性向上につながる技術を新たに導入する農業者に対して取組面積に応じて補助する事業です。

3 事業の実施

(1) 申請者

申請者は、徳島県内で(3)に規定する対象作物を販売目的で生産する農業者の組織する団体(以下「農業者の組織する団体」といいます。)とします。ただし、農業者の組織する団体に所属していない農業者又は農地所有適格法人にあっては、事業実施及び会計手続を適切に行い、有している場合は、単独で申請者となることができます。

(2) 農業者の組織する団体

事業実施及び会計手続を適切に行い、有しており、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営に関する規約の定めのある団体とします。

(3) 対象作物

対象作物は、野菜、果樹及び花きとします。

(4) 補助対象となる取組等

ア 補助対象となる取組

別表に掲げる取組について補助対象とし、申請する品目ごとに、新たに2つ以上行うこととします。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合には、市町村長は補助対象となる取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙1によるものとします。

イ 補助対象面積

補助対象面積は、アに規定する取組を行ったほ場の合計面積(畦畔や法面の面積は除きます。)とします。また、補助対象面積は実面積とし、a単位で記載し、1a未満の端数があるときには切り捨てることとします。

(5) 補助対象期間

補助対象期間は、令和7年4月1日から令和8年3月16日までとし、申請者は同期間中に(4)のアの取組を行うものとする。

(6) 補助単価

補助対象となる取組への補助単価は、(4)のイの補助対象面積に応じて、下表のとおりとします。

対象作物	補助単価
露地野菜	10,000 円/10a
施設野菜、果樹、花き	20,000 円/10a

4 事業の実施手続

(1) 取組計画書の提出等

- ア 申請者は、取組計画書（様式第1号）を作成し、知事に提出し、その承認を受けるものとします。
- イ アの申請を受けた知事は、別紙2の採択・配分基準に基づき、予算の範囲内で当該申請者への配分額を決定するとともに、その内容が適切であると認められる場合には、これを承認し、申請者に通知するものとします。

(2) 取組実績報告書の提出等

申請者は、取組計画書に基づく取組実績等について、取組実績報告書（様式第2号）を作成し、令和8年1月31日までに知事に報告するものとします。なお、作付けのスケジュールの関係等やむを得ない事情により、上記期限までに実施できない取組がある場合は、予定も含めて記載の上報告するものとします。また、当該実施予定の取組が完了次第、速やかに取組実績を記載し、再度報告するものとします。

(3) 取組計画書の重要な変更

(1)の取組計画書について、以下の項目につき変更を行う場合は、(1)のア及びイの手続に準じて行うものとします。

- ア 補助対象となる取組の変更
- イ 補助金の増加又は3割を超える減少
- ウ 推進事業費の増加

(4) 取組実績報告書の内容の確認等

- ア 県は、申請者が提出した取組実績報告書に基づき、ほ場面積、対象作物の作付状況、補助対象となる取組の実施状況等を確認します。
- イ ほ場面積の確認は、農地台帳及び共済細目書等の公的資料を基に行うことを基本とし、それによる確認ができない場合は図測や実測により把握するものとします（本地面積とし、畦畔、法面を含みません）。なお、これらの方法により把握したほ場面積が記載された台帳が既に存在する場合には、当該台帳に記載された面積を活用することができるものとします。
- ウ 対象作物の作付状況や補助対象となる取組の実施状況の確認は、取組実績報告書の添付書類（種苗や資材等の購入伝票等の写し、作業日誌、写真等）を基に行うこととし、必要に応じて現地確認を行うものとします。
- エ 補助対象となる取組の実施に向けて準備を行っていたにもかかわらず、自然災害など補助対象者の責に帰さない事由により、当該取組の実施が困難となったほ場について、以下に掲げる全ての条件に該当すると知事が認めるものについては、本補助金の対象とすることができるものとします。
 - ① 取組の実施が困難となったほ場で取組の準備をしていた申請者が、取組計画書を県に提出しており、県から承認を受けていること
 - ② 当該自然災害等の発生前に、取組の実施に必要な機械、資材等を購入済みであるなど、取組の準備を行っていたことが確認できること

(5) 補助金の支払

- ア 県は、予算の範囲内において、補助対象者に対し補助金を支払いします。
- イ 県は、(4)のアに規定する取組実績報告書の確認を行い、補助対象となる取組等が適正に実施されていることが認められる場合は、補助金を支払うものとします。
- ウ 補助対象者が農業者の組織する団体である場合は、県から補助金の支払いを受けた場合には、速やかに当該団体の構成員である農業者に対して補助金を支払うものとします。

5 証拠書類の保管

補助対象者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、事業終了年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、取組実績報告書に添付の上、県へ提出しなければなりません((2)及び(3))

については取組計画書にも添付してください。(4)については申請者が農業者の組織する団体であり、かつ、推進事業費の実績がある場合のみ添付してください。)

(1) 補助対象となる取組を実施したことが確認できる書類

ア 取組の実施に係る種苗や資材等を購入したことが確認できる書類(購入伝票(日付入り)等の写し)

イ 取組の実施に係る機械・機器等を使用したことが確認できる書類(作業日誌等)

ウ 取組を実施したことが確認できる資料(作業日誌、写真等)

エ その他取組項目を実施したことが確認できる書類

(2) 補助対象面積算定の根拠となる書類

ア 農地台帳、共済細目書等の公的資料の写し

イ その他補助対象面積算定の根拠となる書類

(3) 加算ポイント算定の根拠となる書類(認定証等の写し)

(4) 推進事業費実績の根拠となる書類(領収書等の写し)

6 推進事業費の支払

(1) 県は、予算の範囲内において、アに規定する本事業の実施に必要となる推進活動等に要する経費(以下「推進事業費」といいます。)を申請者(農業者の組織する団体に限ります。)に支払うものとします。なお、推進事業費は本事業の実施のために直接必要となる経費に限るものとし、他の業務との兼用がある場合は、利用割合に応じた経費負担割合を定めた上で、費用を按分してください。

ア 事務等経費

印刷製本費、通信運搬費、振込手数料

7 補助金の返還

(1) 返還の基準

県は、補助金の支払いを受けた申請者が、補助要件を満たさないことが判明した場合には、次に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとします。

ア 補助要件を満たさないことが確認された場合には、原則として、支払いを受けた補助金のうち、要件を満たさないことが確認された面積に相当する額の返還を求めるものとします。

イ 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとします。

ウ ア及びイの返還については、自然災害等、申請者の責に帰さない事由により、取組計画書に定められた取組が実施できなかったことが確認できる場合には、その対象としないこととします。

(2) 返還の手続

ア 県は、申請者が補助金を返還する必要がある場合には、当該申請者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとします。

イ 県は、アにより返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求できるものとします。

ウ イにより返還を求められた金額を支払わない申請者があるときは、県は、期限を指定してこれを督促するものとします。

附 則

1 この要領は、令和7年4月1日から施行する。

(別表)

補助対象となる取組

補助対象となる取組は次のとおりです。ただし、あらかじめ知事の承認を受けた場合には、市町村長は取組を追加できるものとし、その承認に係る手続は、別紙1によるものとします。

取組メニュー	取組内容	補助対象面積の考え方
① 新品種の導入	需要に応じた新品種の作付け	新品種の作付面積
② 排水対策	心土破碎、弾丸暗渠、有材補助暗渠、無材穿孔暗渠、深耕、額縁明渠	取組実施面積
③ 農業機械の共同利用	地域における農業機械の共同利用やシェアリングサービスの活用	補助対象者による当該農業機械の利用面積
④ スマート農業機器の利用	ドローンや可変施肥機等の活用	当該農業機器の利用面積
⑤ 作付けの団地化	1ha 以上のまとまった農地における作付けの団地化	団地化により面的集積された面積
⑥ 輪作体系の導入	連作障害の回避、農薬使用量の低減、作業分散等を目的とした輪作の実施	取組実施面積
⑦ 土層改良	耕土の確保や土層の機能改善のための客土又は除礫の実施	取組実施面積
⑧ 畦畔除去	効率的な営農のための畦畔除去	除去した畦畔に隣接するほ場の合計面積
⑨ 均平作業（傾斜均平）	レーザーレベラーやGPSレベラーを用いた均平作業	取組実施面積
⑩ 農薬によらない土壌消毒	太陽熱土壌消毒や土壌還元消毒等の実施	取組実施面積
⑪ 農薬によらない病害虫防除	LEDトラップや防虫ネットの設置、耕種的防除、生物的防除資材の導入等の取組	取組実施面積
⑫ 化学肥料の使用量削減	堆肥利用等により、化学肥料の使用量の20%以上低減	取組実施面積
⑬ 化学農薬の使用量削減	総合的な防除体系の確立等により、化学農薬の使用量の10%以上低減	取組実施面積
⑭ 土壌診断等を踏まえた施肥・土づくり	土壌診断等に基づく施肥、有機質資材や土壌改良資材の施用	取組実施面積
⑮ 効率的・効果的な施肥	ピンポイント施肥の実施	取組実施面積
⑯ 地域特認技術の実施	市町村において別紙1の手続を経て設定	①～⑮に準じて設定

※②、⑦、⑧については、収穫後に実施する場合も対象とします。

※単一の取組が複数の取組メニューに該当する場合であっても、当該取組を行ったことにより、複数の取組を行ったこととすることはできません。

補助対象となる取組の追加について

1 手続

- (1) 市町村長は、補助対象となる取組を追加しようとする場合は、別紙 1 様式第 1 号により、知事に承認の申請を行うものとします。
- (2) (1) の承認申請に当たっては、追加しようとなる取組（以下「地域特認メニュー」という。）の根拠となる文献やデータ等を添付するものとします。
- (3) 知事は、(1) の申請について、承認の可否を決定し、別紙 1 様式第 2 号により市町村長に通知するものとします。

2 承認申請に当たっての留意事項

- (1) 地域特認メニューは、原則として、申請者自身が行う取組であり、かつ、取組により申請者自身に追加的な負担（掛増し経費）が発生するものとします。
- (2) 地域特認メニューの基本的な考え方は、低コスト、単収の向上、高品質化、省力化生産又は作柄安定に資する取組であることとします。
- (3) 取組実施の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）を設けるものとします。

(別紙1様式第1号)

番 号
令和 年 月 日

徳島県知事 殿

〇〇市町村長
〇〇 〇〇

産地収益性向上事業における地域特認メニューの協議について

産地収益性向上事業において、次の取組を本市町村における地域特認メニューとしたいので、添付資料を添えて協議します。

- 1 取組メニュー等
 - (1) 取組メニュー
 - (2) 取組内容
 - (3) 補助対象面積の考え方
 - (4) 取組実施の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）
- 2 本取組を取り入れる背景及び普及の状況
- 3 本取組の今後の活用の見通し

※取組の根拠となる文献、データ等を添付すること。

(別紙1様式第2号)

番 号
令和 年 月 日

〇〇市町村長 殿

徳島県知事
〇〇 〇〇

産地収益性向上事業における地域特認メニューの協議について（通知）

（承認する場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のありましたこのことについて、次のとおり承認するので、通知します。

1 承認する取組メニュー等

（1）取組メニュー

（2）取組内容

（3）補助対象面積の考え方

（4）取組実施の有無を客観的に判断できる基準（取組基準）

（承認しない場合）

令和〇年〇月〇日付け〇〇で協議のありましたこのことについて、承認しないので、その旨を通知します。

(別紙2)

産地収益性向上事業の採択・配分基準について

産地収益性向上事業の採択及び予算額の配分については、以下のとおり、配分対象となる申請者を決定し、予算の範囲内において採択・配分するものとします。

- 1 合計ポイントが4ポイント以上の申請者について採択の対象とします。
- 2 要望額の合計が予算額を上回る場合は、配分基準に基づくポイントが上位の申請者から順に予算の範囲内において採択し、配分額を通知するものとします。
- 3 2により配分した結果、最後の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ、同一ポイントの申請者が複数の場合は、要望額の小さい者から順に配分対象とするものとします。なお、この場合において、補助単価を減額した上で配分することがあります。

【配点基準】

・申請者は、次の項目を選択し、それぞれのポイントを合算するものとします（主に露地野菜について補助対象となる取組を実施する場合は、1、2及び4の項目を、主に施設野菜、果樹又は花きについて補助対象となる取組を実施する場合は、1、3及び4の項目を選択してください。合計ポイントは最大で34ポイントとなります。）。

・ポイントの算定は申請者単位で行うものとし、申請者が農業者の組織する団体である場合は、その構成員（個々の農業者）ごとではなく、当該団体ごとにポイントを算定してください。

項目	ポイント	
1 補助対象となる取組の取組状況 【最大12ポイント】	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における補助対象となる取組の実施面積	②当年産における補助対象となる取組の実施面積/前年産の作付面積
	ア 5ha 以上 12	ア 100%以上 12
	イ 4ha 以上 ～ 5ha 未満 10	イ 80%以上 ～ 100%未満 10
	ウ 3ha 以上 ～ 4ha 未満 8	ウ 60%以上 ～ 80%未満 8
	エ 2ha 以上 ～ 3ha 未満 6	エ 40%以上 ～ 60%未満 6
	オ 1ha 以上 ～ 2ha 未満 4	オ 20%以上 ～ 40%未満 4
	カ 20a 以上 ～ 1ha 未満 2	カ 10%以上 ～ 20%未満 2
	キ 20a 未満 0	キ 10%未満 0
2 作付状況 （主に露地野菜について補助対象となる取組を実施する場合） 【最大12ポイント】	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における作付面積の拡大	②当年産の作付面積/前年産の作付面積
	ア 1ha 以上 12	ア 130%以上 12
	イ 80a 以上 ～ 1ha 未満 10	イ 124%以上 ～ 130%未満 10
	ウ 60a 以上 ～ 80a 未満 8	ウ 118%以上 ～ 124%未満 8
	エ 40a 以上 ～ 60a 未満 6	エ 112%以上 ～ 118%未満 6
	オ 20a 以上 ～ 40a 未満 4	オ 106%以上 ～ 112%未満 4
	カ 10a 以上 ～ 20a 未満 2	カ 100%以上 ～ 106%未満 2
	キ 10a 未満 0	キ 100%未満 0
3 作付状況 （主に施設野菜、果樹、又は花きについて補助対象となる取組を実施する場合） 【最大12ポイント】	①又は②のいずれかを選択。	
	①当年産における作付面積の拡大	②当年産の作付面積/前年産の作付面積
	ア 30a 以上 12	ア 110%以上 12
	イ 25a 以上 ～ 30a 未満 10	イ 108%以上 ～ 110%未満 10
	ウ 20a 以上 ～ 25a 未満 8	ウ 106%以上 ～ 108%未満 8
	エ 15a 以上 ～ 20a 未満 6	エ 104%以上 ～ 106%未満 6
	オ 10a 以上 ～ 15a 未満 4	オ 102%以上 ～ 104%未満 4
	カ 5a 以上 ～ 10a 未満 2	カ 100%以上 ～ 102%未満 2
	キ 5a 未満 0	キ 100%未満 0
4 加算ポイント 【最大10ポイント】	次のア～オの基準に該当する場合は、基準1つにつき2ポイントを加算することとします。なお、申請者が農業者の組織する団体である場合は、該当する者が含まれている場合、加算することとします。 ア みどりの食料システム法に基づき認定を受けている イ 国際水準GAPの認証を受けている ウ 有機JASの認証を受けている エ 輸出事業計画の認定を受けている オ 青年等就農計画の認定を受けている	

※前年産とは、申請時点で作付面積が確定している直近の年産のこと。当年産とはその次の年産。